

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和 2 4 年 1 2 月大蔵省告示第 9 9 1 号）が平成 2 1 年 3 月 1 2 日財務省告示第 7 5 号により改正されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号）の別冊工事請負契約書等の一部を下記のとおり改正し、平成 2 1 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

記

（工事請負契約書の一部改正）

第 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号）の別冊工事請負契約書を次のように改正する。

第 3 4 条第 8 項中「年 3. 7 パーセント」を「年 3. 6 パーセント」に改める。

第 4 4 条（A）第 1 項〔注〕中「第 8 7 条第 1 項」を「第 9 4 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 8 7 条第 1 項」を「第 9 4 条第 1 項」に、「第 6 条第 1 項及び第 2 項」を「第 5 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 4 5 条第 3 項及び第 4 9 条第 3 項中「年 3. 7 パーセント」を「年 3. 6 パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の一部改正）

第 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 6 号）の別冊土木設計業務等委託契約書を次のように改正する。

第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 7 パーセント」を「年 3. 6 パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の一部改正）

第 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 1 0 年 1 0 月 1 日付け建設省厚契発第 3 7 号）の別冊建築設計業務委託契約書を次のように改正する。

第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 7 パーセント」を「年 3. 6 パーセント」に改める。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

第 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 1 3 年 2 月 1 5 日付け国官地第 3 - 2 号）の別冊建築工事監理業務委託契約書を次のように改正する。

第 3 1 条第 3 項中「年 3. 7 パーセント」を「年 3. 6 パーセント」に改める。

○「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊工事請負契約書 新旧対照表

新	旧
（前金払） 第34条 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 （かし担保） 第44条(A) 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。 〔注〕 (A)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<u>第94条第1項</u>の適用を受ける契約の場合に使用することとする。 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律<u>第94条第1項</u>に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）<u>第5条第1項及び第2項</u>に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第45条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第49条 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。	（前金払） 第34条 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 （かし担保） 第44条(A) 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。 〔注〕 (A)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<u>第87条第1項</u>の適用を受ける契約の場合に使用することとする。 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律<u>第87条第1項</u>に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）<u>第6条第1項及び第2項</u>に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第45条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第49条 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

（下線部分が改正部分）

○「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の別冊土木設計業務等委託契約書 新旧対照表

新	旧
（前金払） 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 〔注〕 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。	（前金払） 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 〔注〕 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

（下線部分が改正部分）

○「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成１０年１０月１日付け建設省厚契発第３７号）の別冊建築設計業務委託契約書 新旧対照表

新	旧
(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年３．６パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第２項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年３．６パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年３．６パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年３．６パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。	(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年３．７パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第２項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年３．７パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年３．７パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年３．７パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

(下線部分が改正部分)

○「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成１３年２月１５日付け国官地第３－２号）の別冊建築工事監理業務委託契約書 新旧対照表

新	旧
（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条 3 甲の責に帰すべき事由により、第26条第２項若しくは第27条第５項の規定による業務委託料又は部分払金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。	（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条 3 甲の責に帰すべき事由により、第26条第２項若しくは第27条第５項の規定による業務委託料又は部分払金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（下線部分が改正部分）